

平成30年第7回公安委員会会議概要

開催日	平成30年3月1日(木)
開催場所	熊本県警察本部内公安委員会室

第1 定例会議

各部からの報告

1 『安全・安心くまもと』実現計画2017』の推進結果について

【報告の要旨】

各推進施策の進捗結果は次のとおりである。

(1) 犯罪の起きにくい社会づくり(5指標)

- 刑法犯認知件数、福祉犯検挙人員、サイバー犯罪の検挙件数及び地域警察官のパトロール等活動時間数の4指標が向上
- 防犯ボランティアの団体数の1指標が同水準

(2) 県民生活を脅かす犯罪の取締り(5指標)

- 特殊詐欺事件等の検挙人員(実行犯検挙人員は低下)及び生活環境事犯の検挙件数の2指標が向上
- 重要凶悪事件の検挙率、重要窃盗犯の検挙率及び暴力団員等の検挙人員の3指標が低下

(3) 交通の安全と円滑の確保(5指標)

- 子供の交通事故死傷者数及び交通事故死傷者数の2指標が向上
- 高齢者の交通事故死傷者数、飲酒運転の検挙件数及び自転車関与の交通事故件数の3指標が低下

(4) 災害・テロ等緊急事態への対処態勢の充実(2指標)

- 警備事件の検挙人員及び緊急事態に備えた実戦的訓練回数の2指標いずれも向上

(5) 県民の要請に応える取組と強い組織づくりの推進(3指標)

- 民間被害者支援団体に対する被害者情報提供件数の1指標が同水準
- 県警ホームページへのアクセス数及び警察官採用試験の応募者数の2指標が低下

今後の方針は、

- 参考指標の推進結果については、県警察ホームページで公表
- 『安全・安心くまもと』実現計画2018』に掲げた各種取組の確実な推進

である。

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「県警ホームページへのアクセス件数が、平成28年と比較して減少した要因は何なのか」旨の質問があり、警察から、「平成28年は熊本地震の発生後、地震や交通規制等に関するアクセス件数が多かったが、平成29年は地

震関連のアクセス件数が減少したのが大きな要因であると考えている。なお、地震関係以外のアクセス件数は、前年とほぼ変わらない状況である」旨の説明があった。

2 「女性活躍と次世代育成支援のためのアクションプラン」の推進状況（平成29年度）について

【報告の要旨】

警務部から、「女性活躍と次世代育成支援のためのアクションプラン」の推進状況（平成29年度）についての報告が行われた。

3 平成29年中の児童虐待の現状と対応について

【報告の要旨】

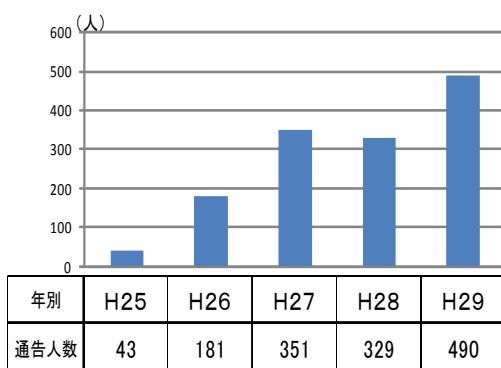
平成29年中の児童虐待対応の現状は次のとおりである。

(1) 警察が把握した児童虐待等に関する児童数

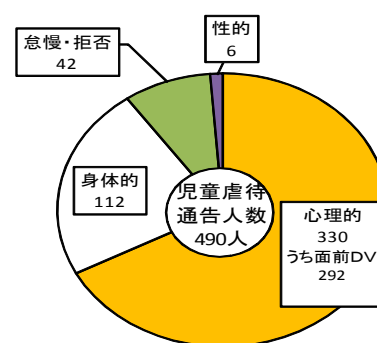
	総数(人)	身体的	性的	怠慢・拒否	心理的	
						うち面前DV
H29年中	779	180	13	94	492	404
H28年中	451	121	10	90	230	170
増減	328	59	3	4	262	234

(2) 児童通告数の年別推移

児童通告人数の年別推移(過去5年)



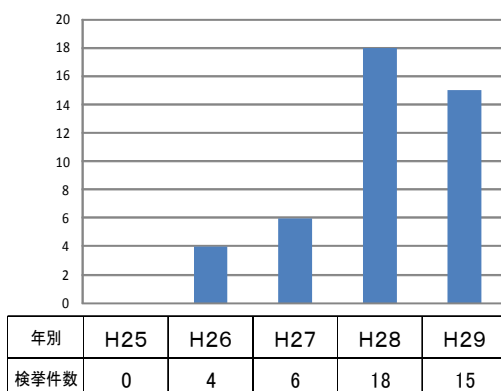
態様別通告状況(平成29年中)



(3) 事件検挙状況

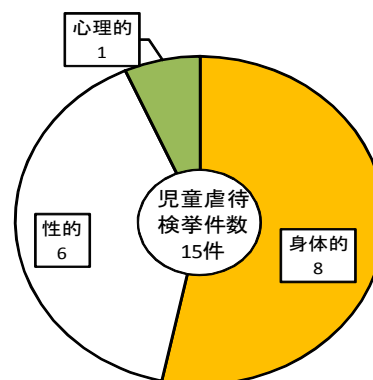
事件検挙件数の年別推移

(過去5年)



事件検挙虐待態様別状況

(平成29年中)



(4) 警察としての取組み

- 児童の直接目視による安全確認の徹底
- 警察本部における児童虐待情報の一元管理の実施
- 事前照会の徹底及び面前DVを含めた積極的な児童通告の実施
- 事件担当部門との連携による事件化措置
- 関係機関との連携

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「犯罪件数が減っている中で児童虐待が増えているとの印象を受けるが、現場の実態はどうか」旨の質問があり、警察から、「近年、児童虐待が急激に増えたというものではなく、児童虐待に対する社会の関心が高まり、子供の泣き声が聞こえる等の通報も行われるようになったことで、警察が把握する件数も増加したのではないかと考えている。児童虐待事案に対しては、今後とも児童相談所等と連携しながら、しっかりと取り組んでまいりたい」旨の説明があった。

第2 報告・決裁等

1 監察業務の報告

首席監察官から報告が行われた。

2 審査請求事案の熊本県情報公開審査会への諮問の決裁

広報県民課文書情報室長から説明があり、決裁が行われた。

3 銃砲所持許可にかかる行政処分決定の決裁

生活環境課長から説明があり、決裁が行われた。

4 平成30年第6回公安委員会会議録の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

5 苦情（H30 No.2）受理の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

6 要望（H30 No.3）受理及び措置の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

7 苦情（H30 No.3）受理の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

8 審査請求（H29 No.2）にかかる審理官調書作成の報告

公安委員会事務室から報告が行われた。

9 審査請求（H29 No.2）にかかる終結及び終結通知の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

第3 事務連絡

公安委員会事務室から、当面の行事予定等について事務連絡が行われた。